

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者を使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表12に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金
- (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金
- (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金
- (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (12) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表12に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第6号及び第7号の補助事業は除く。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表12に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表12に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表12に定めるとおりとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助

事業完了の日は、別表 1 から別表12に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備の仕様等（第 3 条第 1 項第 6 号の補助事業にあつては付属品）を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表 1 から別表12に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表 1 から別表12に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第 7 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表 1 から別表12に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表 1 から別表12に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表 1 から別表12に定める様式により、補助事業を実施する年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表12に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表12に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表12に定めるとおりとする。

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース若しくは割賦により実施する場合において、事業者が処分制限期間、リース又は割賦契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、あらかじめ別表1から別表12に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない

い。

- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
 - (3) 第3条第1項第6号の補助事業にあつては、補助対象の燃料電池自動車等の使用者の住所を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による処分に関しては、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表5及び別表11に定める県への協力事項に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金交付要綱
- (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
- (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
- (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
- (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
- (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
- (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
- (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
- (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
- (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
- (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

別表 6 第 3 条第 6 号に規定する補助金（神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表 6 において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定する自動車検査証（以下別表 6 において「自動車検査証」という。）に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。</p> <p>(3) 環境省補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水素を活用した社会基盤構築）交付要綱及び事業実施要領に基づく補助金を活用して、燃料電池産業車両を導入する事業者に対し交付する間接補助金をいう。</p> <p>(4) 環境省補助執行団体 環境省補助金を交付する事業を実施する法人をいう。</p>
<p>2 第 3 条の補助事業の範囲</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 ア 補助事業は次のとおり（以下別表 6 において「第 6 号の 1 補助事業」という。）とする。 ア 個人（県内に在住する個人に限る。以下別表 6 において同じ。）、個人事業者（県内に事務所又は事業所を有する個人をいう。以下別表 6 において同じ。）及び法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人を除き、県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。以下別表 6 において同じ。）が、補助対象の燃料電池自動車を導入する事業 イ 自動車の貸与を業とする者が、個人、個人事業者及び法人に対して貸与するために補助対象の燃料電池自動車を導入する事業（ただし、賃料総額に補助金相当額分の値下がり反映されることを要件とする。） イ 補助対象とする燃料電池自動車は、次に掲げる条件を満たすものとする。 ア 初度登録前の車両であること。 イ 使用の本拠が県内であること。 ウ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 ア 補助事業は次のとおり（以下別表 6 において「第 6 号の 2 補助事業」という。）とする。</p>

	<p>(7) 法人が補助対象の燃料電池産業車両を導入する事業</p> <p>(イ) 燃料電池産業車両の貸与を業とする者が、法人に対して貸与するために補助対象の燃料電池産業車両を導入する事業（ただし、賃料総額に補助金相当額分の値下がり反映されることを要件とする。）</p> <p>イ 補助の対象とする燃料電池産業車両は、次に掲げる条件を満たすものとする。</p> <p>(7) 一般販売されている新車であること。</p> <p>(イ) 神奈川県内で使用すること。</p> <p>(ウ) 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。</p>						
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>第6号の1補助事業を実施し、かつ、補助対象の燃料電池自動車の自動車検査証に記載される所有者となる者とする。ただし、割賦販売（販売する者が自動車検査証に記載される所有者となるもの。以下同じ。）により補助対象の燃料電池自動車を導入する場合には、当該燃料電池自動車の使用者となる者とする。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>第6号の2補助事業を実施し、かつ、補助対象の燃料電池産業車両の導入について、環境省補助執行団体による環境省補助金の交付申請を行った者（環境省補助執行団体に対する交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、環境省補助執行団体から補助金の交付を受ける者を補助対象者）とする。</p>						
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>第6号の1補助事業を実施するために必要な経費のうち、燃料電池自動車の車両本体の購入価格と基準額の差額（消費税及び地方消費税は除く。）とし、燃料電池自動車の銘柄ごとの基準額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 1442 1310 1630"> <thead> <tr> <th>燃料電池自動車の銘柄</th> <th>基準額(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トヨタ自動車株式会社 MIRAI（ミライ）</td> <td>3,706,000円</td> </tr> <tr> <td>本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL （クラリティ フューエル セル）</td> <td>4,003,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（CEV 補助金）で定める基準額</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>第6号の2補助事業を実施するために必要な経費のうち、環境省補助執行団体が交付する環境省補助金の補助対象経費と、当該車両に対応する一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とする。</p>	燃料電池自動車の銘柄	基準額(注)	トヨタ自動車株式会社 MIRAI（ミライ）	3,706,000円	本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL （クラリティ フューエル セル）	4,003,000円
燃料電池自動車の銘柄	基準額(注)						
トヨタ自動車株式会社 MIRAI（ミライ）	3,706,000円						
本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL （クラリティ フューエル セル）	4,003,000円						

<p>5 第5条の補助額の算出方法</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>ア 第6号の1補助事業に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額以内とし、燃料電池自動車の銘柄ごとの補助上限額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 338 1311 526"> <thead> <tr> <th>燃料電池自動車の銘柄</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トヨタ自動車株式会社 MIRAI (ミライ)</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL (クラリティ フューエル セル)</td> <td>700,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、申請者（「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は、当該燃料電池自動車の使用者）が燃料電池自動車の製造者である場合には、ウに定める方法により、利益等を排除した額を補助対象経費として決定することとする。</p> <p>ウ 利益等の排除</p> <table border="1" data-bbox="488 801 1311 1173"> <tbody> <tr> <td>利益等排除の対象</td> <td>補助金の申請者（賃貸借の場合はその使用者を含む。以下この表で同じ。）が、交付申請しようとする車両が、申請者が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>利益等排除の方法</td> <td>車両本体価格を製造原価に置き換えて算定した補助対象経費を利益排除後の補助対象経費とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 製造原価については、それが補助対象の燃料電池自動車等に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>ア 第6号の2補助事業に係る補助対象経費に2分の1を乗じた額以内とする。ただし、補助上限額は500万円とする。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、申請者（「2 第3条の補助事業の範囲」(2)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は、当該燃料電池産業車両の使用者）が燃料電池産業車両の製造者である場合には、第1号ウに定める方法により、利益等を排除した額を補助対象経費として決定することとする。</p>	燃料電池自動車の銘柄	補助上限額	トヨタ自動車株式会社 MIRAI (ミライ)	700,000円	本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL (クラリティ フューエル セル)	700,000円	利益等排除の対象	補助金の申請者（賃貸借の場合はその使用者を含む。以下この表で同じ。）が、交付申請しようとする車両が、申請者が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。	利益等排除の方法	車両本体価格を製造原価に置き換えて算定した補助対象経費を利益排除後の補助対象経費とする。
燃料電池自動車の銘柄	補助上限額										
トヨタ自動車株式会社 MIRAI (ミライ)	700,000円										
本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL (クラリティ フューエル セル)	700,000円										
利益等排除の対象	補助金の申請者（賃貸借の場合はその使用者を含む。以下この表で同じ。）が、交付申請しようとする車両が、申請者が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。										
利益等排除の方法	車両本体価格を製造原価に置き換えて算定した補助対象経費を利益排除後の補助対象経費とする。										
<p>6 第6条の交付申請に係る提出書類</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>イ 事業計画書（第1号様式別紙1）</p> <p>ウ 燃料電池自動車車両代金見積書兼新規登録確約書（第1号様式別紙2）</p> <p>エ 申請者及び補助対象の燃料電池自動車の貸与を受ける者について、個人の場合は住民票、個人事業者の場合は住民票及び事務所又は事業所の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書</p>										

	<p>(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)</p> <p>オ 役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙3) (申請者が法人の場合)</p> <p>カ 貸与料金算定根拠明細書(第1号様式別紙4) (「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合)</p> <p>キ 申請者(「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は、補助対象の燃料電池自動車の使用者)と補助対象の燃料電池自動車の製造者との資本関係がわかる書類(申請者(「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は、当該燃料電池自動車の使用者)又はその関係会社が製造している場合)</p> <p>ク その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書(燃料電池産業車両) (第17号様式)</p> <p>イ 役員等氏名一覧表(第17号様式別紙1)</p> <p>ウ 申請者及び補助対象の燃料電池産業車両の貸与を受ける者について、登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)</p> <p>エ 貸与料金算定根拠明細書(第17号様式別紙2)</p> <p>オ 環境省補助金の交付申請書の写し</p> <p>カ 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し</p> <p>キ その他知事が必要と認める書類</p>
<p>7 第7条の交付の決定等に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書(第18号様式)により、不交付を決定したときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金不交付決定通知書(第19号様式)により通知する。</p>
<p>8 第9条第1項の補助事業の着手</p>	<p>第6号の1補助事業にあつては次の第1号から第3号、第6号の2補助事業にあつては次の第2号又は第3号に掲げる日のうち、最も早い日とする。</p> <p>(1) 車両の登録のあった日</p> <p>(2) 車両の引渡のあった日</p> <p>(3) 代金支払が完了した日</p>

<p>9 第9条第2項の補助事業完了の日</p>	<p>第6号の1補助事業にあつては次の第1号から第3号、第6号の2補助事業にあつては次の第2号又は第3号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。</p> <p>(1) 車両の登録のあった日 (2) 車両の引渡のあった日 (3) 代金支払が完了した日</p>
<p>10 第11条第1項の変更の申請に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（燃料電池産業車両）（第20号様式）</p>
<p>11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更不承認通知書（第7号様式）により通知する。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認通知書（燃料電池産業車両）（第21号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更交付決定通知書（燃料電池産業車両）（第22号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更不承認通知書（燃料電池産業車両）（第23号様式）により通知する。</p>
<p>12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認申請書（第8号様式）</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認申請書（燃料電池産業車両）（第24号様式）</p>
<p>13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 中止又は廃止が適当であると認められたときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認及び交付決定取消通知書（第9号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止不承認通知書（第10号様式）により、通知する。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p>

	<p>中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認及び交付決定取消通知書（燃料電池産業車両）（第25号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止不承認通知書（燃料電池産業車両）（第26号様式）により通知する。</p>
<p>14 第12条の状況報告に係る様式</p>	<p>(1) 燃料電池自動車 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業実施状況報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業実施状況報告書（第27号様式）</p>
<p>15 第15条の実績報告に係る書類</p>	<p>(1) 燃料電池自動車</p> <p>ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（第12号様式）</p> <p>イ 事業結果報告書（第12号様式別紙1）</p> <p>ウ 申請者と所有者（割賦販売による導入の場合には使用者）が同一である自動車検査証の写し</p> <p>エ 車両引渡日（納車日）を確認できる書類の写し</p> <p>オ 第6号の1補助事業に係る支出を証する書類の写し</p> <p>カ 領収額内訳明細書（第12号様式別紙2）</p> <p>キ 自動車賃貸借契約書の写し（「2 第3条の補助事業の範囲」 (1)ア(i)に掲げる補助事業の場合）</p> <p>ク 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）</p> <p>ケ 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書（第12号様式別紙3）及び変更に係る書類</p> <p>コ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 燃料電池産業車両</p> <p>ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（燃料電池産業車両）（第28号様式）</p> <p>イ 環境省補助執行団体に提出した完了実績報告書の写し</p> <p>ウ 取得財産に係る管理台帳の写し</p> <p>エ 導入した燃料電池産業車両の売買契約書の写し</p> <p>オ 第6号の2補助事業に係る支出を証する書類の写し</p> <p>カ 車両賃貸借契約書の写し（「2 第3条の補助事業の範囲」 (2)ア(i)に掲げる補助事業の場合）</p> <p>キ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。）</p> <p>ク 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更</p>

	<p>した場合は、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書（第28号様式別紙）及び変更に係る書類 ケ その他知事が必要と認める書類</p>			
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	<p>(1) 燃料電池自動車 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付額確定通知書（第13号様式） (2) 燃料電池産業車両 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付額確定通知書（燃料電池産業車両）（第29号様式）</p>			
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類		期間	
	乗用車	運送事業者用車両 貸自動車業用車両 特殊自動車	総排気量3リットル以上に相当するもの	4年
			総排気量2リットル超3リットル未満に相当するもの	4年
			総排気量2リットル以下に相当するもの	3年
		自家用車両（総排気量0.66リットル超に相当するもの）	4年	
	フォークリフト	4年		
18 第17条第2項の財産処分等に係る様式	<p>(1) 燃料電池自動車 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（第14号様式） (2) 燃料電池産業車両 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（燃料電池産業車両）（第30号様式）</p>			
19 第17条第3項の財産処分等の承認等に係る様式	<p>(1) 燃料電池自動車 処分等が適当であると認めるときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認通知書（第15号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等不承認通知書（第16号様式）により通知する。 (2) 燃料電池産業車両 処分等が適当であると認めるときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認通知書（燃料電池産業車両）（第31号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等不承認通知書（燃料電池産業車両）（第32号様式）により通知する。</p>			

別表6 第1号様式(第6条関係)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

郵便番号 〒

住 所

〔法人等の場合は所在地〕

ふりがな

氏 名

印

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

(個人にあつては生年月日・性別を記載)

生年月日 T. S. H 年 月 日生

性 別 男・女

燃料電池自動車を導入する事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業等の目的及び内容

2 交付申請額

金 _____ 円

3 確認事項(同意の場合は、□にチェックをしてください。)

- 要綱別表6「17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び処分等制限期間」に定める処分等制限期間が経過するまで、補助対象の燃料電池自動車を神奈川県内にて使用します。
- 燃料電池自動車の普及推進を目的とするアンケート調査が実施される場合は、協力します。
- 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙3に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければならないことを承知しています。

(裏面へつづく)

(添付資料)

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 燃料電池自動車車両代金見積書兼新規登録確約書（第1号様式別紙2）
- (3) 申請者及び補助対象の燃料電池自動車の貸与を受ける者について、個人の場合は住民票、個人事業者の場合は住民票及び事務所等の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- (4) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙3）（申請者が法人の場合）
- (5) 貸与料金算定根拠明細書（第1号様式別紙4）（要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合）
- (6) 申請者（要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は使用者）と補助対象の燃料電池自動車の製造者との資本関係がわかる書類（補助対象の燃料電池自動車を申請者（要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は使用者）又はその関係会社が製造している場合）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	担当者名

事業計画書

申請者名

--

(1) 導入する燃料電池自動車の概要

車名		型式	
製造元			

(2) 使用の本拠の位置（自動車検査証に記載の使用の本拠の位置）

--

(3) 交付申請額の算出

(単位：円)

車両本体の購入価格（※1） (A)	基準額(※2) (B)	補助対象経費 (C) = (A) - (B)
補助対象経費の3分の1の額 (千円未満切捨て) (D) = (C) × 1/3	補助上限額 (E)	交付申請額 (F) = (D) 又は (E) のうち、 いずれか低い金額

(※1) 補助対象の燃料電池自動車を申請者(要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合は使用者)又はその関係会社が製造している場合には、要綱別表6「5 第5条の補助額の算出方法」により利益等を排除した額

(※2) 要綱別表6「4 第4条の補助対象経費」に記載されている基準額

(4) 事業の着手及び完了の予定日

事業の着手予定日（※3）	事業の完了予定日（※3）
年 月 日	年 月 日

(※3) 車両登録日・車両引渡日（納車日）・代金支払の完了日のうち、最も早い日を着手予定日に、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

(5) 使用者の概要（要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合）

氏名	
住所	
電話番号又は電子メール	

燃料電池自動車車両代金見積書兼新規登録確約書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(販売者) 〒
所在地
名称
職・氏名

権限者印

燃料電池自動車等導入費補助金の対象車両に係る車両代金の見積りは次のとおりです。また、車両の登録について、次の2点を確約します。

1. 補助対象車両である次の車両を、補助事業を実施する年度の3月末日までに事業を完了します。
2. 新規登録が遅れた場合には、申請者が補助金の交付を受けることができないことを承知しており、そのことについて申請者にも説明をしています。

申請者氏名	:	_____
製造元・車名	:	_____
型 式	:	_____
車両代金合計	:	円 _____
消 費 税	:	円 _____
総 額	:	円 _____

(単位：円)

品 名	金 額 (税 別)
1 車両本体定価	
値引き	
車両本体価 (a)	
2 オプションの付属品定価	
値引き	
付属品価格 (b)	
車両代金合計 (a)+(b)	

(A)
別紙様式1の(3)
交付申請額(補助額)
の算出の(A)と同じ金額
になる

基準額 ※ (d)	
車両本体価格と基準額の差額 (a)-(d)	

(B)
別紙様式1の(3)
交付申請額(補助額)
の算出の(C)の金額にな
る

※ 要綱別表6「4 第4条の補助対象経費」に記載されている基準額

担当者	
連絡先	

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

印

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

リース会社：

(所在地) 〒

(名称) _____

(代表者職・氏名) _____

印

リース先： (所在地) 〒

(名称) _____

製造元・車名 : _____

型 式 : _____

リース期間 (月数) : _____ ヶ月

補助金相当額： A [神奈川県] B [国の補助] 計

貸与料金総額 (消費税を含まない) :

補助金なし _____ [差 額]

補助金Aあり _____

補助金A+Bあり _____

月額貸与料金 (消費税を含まない) :

補助金なし _____

補助金Aあり _____

補助金A+Bあり _____

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助内容

- (1) 補助金額 金 円
(2) 使用者
(3) 使用者の住所
(4) 使用の本拠の位置

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助対象の燃料電池自動車は初年度登録前の車両とし、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象の付属品を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (5) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (7) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(8) この補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日には当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により取得した燃料電池自動車については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）又は補助事業をリース若しくは割賦により実施する場合において、事業者が処分制限期間、リース又は割賦契約の期間内に使用者から引き上げようとするときは（以下処分及び使用者からの引き上げを「処分等」という。）、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分等した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類		年数
運送事業者用車両 貸自動車業用車両 特殊自動車	総排気量3リットル以上に相当するもの	4年
	総排気量2リットル超3リットル未満に相当するもの	4年
	総排気量2リットル以下に相当するもの	3年
自家用車両（総排気量0.66リットル超に相当するもの）		4年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条により通知します。

（交付しない理由）

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	金	円
今回変更交付決定額	金	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 廃止の内容

--

2 廃止の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :		電子メールアドレス :	
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :		電子メールアドレス :	
部署名・役職名		担当者名	

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで廃止承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで廃止承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

印

年 月 日付け
等導入費補助金に係る事業の
報告します。

第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車
年 月 日現在における実施状況について、次のとおり

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 千

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付資料)

- (1) 事業結果報告書 (第12号様式別紙1)
- (2) 申請者と所有者 (割賦販売による導入の場合には使用者) が同一である自動車
- (3) 補助事業に係る支出を証する書類 (写)
- (4) 領収額内訳明細書 (第12号様式別紙2)
- (5) 自動車賃貸借契約書 (写)
(要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(イ)に掲げる補助事業の場合)
- (6) 補助金振込先の口座名義人 (フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し (補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。)
- (7) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書 (第12号様式別紙3) 及び変更に係る書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先) ※ 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口 座 名 義 人	(フリガナ)
金 融 機 関 名	
店 名	
預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	

注1 「(補助金振込先)」は、本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	
担当者名※	

【自動車販売の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	
担当者名	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

事業結果報告書

申請者名

--

(1) 導入する燃料電池自動車の概要

車名		型式	
製造元			

(2) 補助金の収支

(単位:円)

車両本体の購入価格 (※1) (A)	基準額(※2) (B)	補助対象経費 (C)=(A)-(B)
補助対象経費の3分の1の額 (千円未満切捨て) (D)=(C)×1/3	補助上限額 (E)	交付申請額 (F)=(D)又は(E)のうち、 いずれか低い金額

(※1) 補助対象の燃料電池自動車を申請者要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(1)ア(i)に掲げる補助事業の場合は使用者)又はその関係会社が製造している場合には、「5 第5条の補助額の算出方法(1)ウ」により利益等を排除した額

(※2) 要綱別表6「4 第4条の補助対象経費」に記載されている基準額

(3) 事業着手日及び完了日

事業着手日 (※3)	事業完了日 (※4)
年 月 日	年 月 日
番号 ()	番号 ()

(※3) 次の事項のうち、最も早い日を記載し、
()に該当する番号を記載してください。

(1)車両登録日 (2)車両引渡日(納車日) (3)代金支払の完了日

(※4) 次の事項のうち、最も遅い日を記載し、
()に該当する番号を記載してください。

(1)車両登録日 (2)車両引渡日(納車日) (3)代金支払の完了日

領収額内訳明細書

(販売者) 〒

所在地

名称

担当者

所有者の氏名又

は名称

製造元・車名

車両番号

車台番号

(単位：円)

項目	金額 (税込)
1 車両本体価格 (メーカーオプション及びディーラーオプションは付属品価格に記載)	
2 付属品価格 (メーカーオプション、ディーラーオプション等)	
3 販売諸費用等	
支払金額合計 (1 + 2 + 3)	
4 下取り充当額 (リサイクル料を含む)	
領収金額合計 (1 + 2 + 3 - 4) ※領収書の合計額と一致	

「1 車両本体価格」(税込)の内訳

(単位：円)

ア 車両本体価格定価 (税別)	
イ 車両本体値引き額 (税別)	
ウ 車両本体価格 (税別) (ア-イ)	
エ 消費税 (ウ×0.1)	
計 (ウ+エ)	

合計額は、「1 車両本体価格」と同額になります。

「4 下取り充当額」(リサイクル料金を含む)の内訳 (単位：円)

下取り金額	
リサイクル料金 (預託金)	
リサイクル番号	

※ 下取り充当額がある場合は、(一社)次世代自動車振興センターに提出する「下取車入庫証明書」の写しを添付してください。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書 (年 月 日付け 第号) により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

郵便番号 〒

住 所

〔法人等の場合は所在地〕

氏 名

〔法人等の場合は名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う車両

【製造元/車名/型式】
【車両番号】
【車台番号】

2 処分等の内容

--

3 処分等の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	担当者名

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う車両

車名・型式：

車両番号：

車台番号：

2 処分等の内容

3 承認の条件

- ・処分等が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額がわかる書類の写しを提出すること。
 - ・処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。
- ※承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請取下届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号 〒
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付けで申請した神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金については、交付申請を取り下げます。

1 交付申請額

金 _____ 円

2 申請を取り下げる理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	担当者名

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金住所等変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。なお、補助対象車両の使用の本拠の位置に変更はないことを申し添えます。

(添付書類)

- ①法人の場合：履歴事項全部証明書等（届出事項が確認できるもの）
- ②個人の場合：住民票（写）（届出事項が確認できるもの）

(1) 変更事項（該当するものを○で囲んでください。）

住所又は所在地 ・ 氏名又は名称

変更前	変更後

(2) 変更年月日

年 月 日

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【自動車販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号 〒
所在地
法人名
代表者の役職・氏名 印

燃料電池産業車両を導入する事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業等の目的及び内容

--

2 交付申請額

金 _____ 円

(単位：円)

環境省補助金の補助対象経費 (A)	一般的なエンジン車の導入額 (B)	補助対象経費 (C)=(A)-(B)
補助所要額 (D)=(C)×1/2	補助上限額 (E)	交付申請額 (F)=(D)又は(E)のうち、 いずれか低い金額

※ (A)、(B)は環境省補助金申請の所要経費と同金額にすること。

3 事業の着手及び完了の予定日

事業の着手予定日 (※3)	事業の完了予定日 (※3)
年 月 日	年 月 日

※ 車両引渡日、代金支払の完了日のうち、最も早い日を着手予定日に、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

4 導入する燃料電池産業車両の使用

車名及び型式	総重量[kg]	定格重量[kg]	導入台数[台]

(裏面へつづく)

5 使用者の概要

(要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(2)ア(イ)に掲げる補助事業の場合)

氏名	
住所	
使用場所	
電話番号又は電子メール	

6 確認事項 (同意の場合は、□にチェックをしてください。)

- かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に定める処分制限期間が経過するまで、補助対象の燃料電池自動車神奈川県内にて使用します。
- 燃料電池産業車両の普及推進を目的とするアンケート調査が実施される場合は、協力します。
- 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙3に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

7 誓約事項

- 次の事項について相違ないことを誓約します。
 - (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)
 - (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
 - (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(添付書類)

- (1) 役員等氏名一覧表(第17号様式別紙1)
- (2) 申請者及び補助対象の燃料電池産業車両の貸与を受ける者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- (3) 貸与料金算定根拠明細書(第17号様式別紙2)
- (4) 環境省補助金の交付申請書の写し
- (5) 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

印

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

リース会社：

(所在地) 〒

(名称) _____

(代表者職・氏名) _____

印

リース先： (所在地) 〒

(名称) _____

製造元・車名 : _____

型 式 : _____

リース期間 (月数) : _____ ヶ月

補助金相当額： A [神奈川県] B [国の補助] 計

貸与料金総額 (消費税を含まない。) :

補助金なし _____ [差 額]

補助金Aあり _____

補助金A+Bあり _____

月額貸与料金 (消費税を含まない。) :

補助金なし _____

補助金Aあり _____

補助金A+Bあり _____

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書（燃料電池産業車両）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助内容

- (1) 補助金額 金 円
- (2) 使用者
- (3) 使用者の住所
- (4) 使用場所

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象の付属品を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若

しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

エ 環境省補助執行団体が環境省補助金の交付の決定を取り消したとき。

(7) この補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(8) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日まで行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日になるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により取得した燃料電池産業車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）又は補助事業をリース若しくは割賦により実施する場合において、事業者が処分制限期間、リース又は割賦契約の期間内に使用者から引き上げようとするときは（以下処分及び使用者からの引き上げを「処分等」という。）、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分等した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	年数
フォークリフト	4年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 補助事業者の所在地又は名称を変更したとき。

(2) 要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(2)ア(イ)に掲げる事業にあつては、補助対象の燃料電池産業車両の使用者の所在地又は名称を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表6 第19号様式（第7条関係）

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金不交付決定通知書（燃料電池産業車両）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者

郵便番号 〒

所在地

法人名

印

代表者の役職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

2 変更の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

別表 6 第21号様式 (第11条関係)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認通知書 (燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更交付決定通知書 (燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則 (昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。) 第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	金	円
今回変更交付決定額	金	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書 (燃料電池産業車両) 記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書 (燃料電池産業車両) のとおりとします。

別表 6 第23号様式 (第11条関係)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更不承認通知書 (燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表6 第24号様式（第11条関係）

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認申請書（燃料電池産業車両）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者

郵便番号 〒

所在地

法人名

印

代表者の役職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 廃止の内容

--

2 廃止の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	担当者名

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止承認及び交付決定取消通知書
(燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで廃止承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

別表 6 第26号様式 (第11条関係)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金廃止不承認通知書 (燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで廃止承認申請のあった神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表 6 第27号様式 (第12条関係)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業実施状況報告書 (燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者

所在地

名 称

代表者の職名・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業の 第 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号 千
所在地
法人名
代表者の役職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等
導入費補助金にかかる事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

1 報告内容

環境省補助金の写しのとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金の額

補助対象経費 円

補助金額※ 円

※補助金交付決定額を上限とする。

3 補助金の経費収支実績

環境省補助金の写しのとおり

4 事業の着手及び完了日

事業着手日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

(添付資料)

- (1) 環境省補助執行団体に提出した完了実績報告書の写し
- (2) 取得財産に係る管理台帳の写し
- (3) 導入した燃料電池産業車両の売買契約書の写し
- (4) 補助事業に係る支出を証する書類の写し
- (5) 車両賃貸借契約書の写し
(要綱別表6「2 第3条の補助事業の範囲」(2)ア(イ)に掲げる補助事業の場合)
- (6) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。)
- (7) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書(第28号様式別紙)及び変更に係る書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先) ※ 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口 座 名 義 人	(フリガナ)
金 融 機 関 名	
店 名	
預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	

注1 「(補助金振込先)」は、本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付額確定通知書 (燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付決定通知書 (燃料電池産業車両) (年
月 日付け 第 号) により交付決定した補助金については、 年 月 日
付けで提出された神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書 (燃料電池産業車両) に基
づき、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助
金交付要綱第16条の規定により通知します。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

郵便番号 〒

所在地

法人名

代表者の役職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分を行う車両

--

2 処分の内容

--

3 処分の理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名	担当者名

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認通知書
(燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う車両

2 処分等の内容

3 承認の条件

- ・ 処分等が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額がわかる書類の写しを提出すること。
 - ・ 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。
- ※承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等不承認通知書
(燃料電池産業車両)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請取下届出書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号 千
所在地
法人名
代表者職・氏名 印

年 月 日付で申請をした神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金については、交付申請を取り下げます。

1 交付申請額

金 _____ 円

2 申請を取り下げる理由

--

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金住所等変更届出書
(燃料電池産業車両)

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号
所在地
法人名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。なお、補助対象車両の使用の本拠の位置に変更はないことを申し添えます。

(添付書類)

履歴事項全部証明書等 (届出事項が確認できるもの)

(1) 変更事項 (該当するものを○で囲んでください。)

所在地 ・ 名称

変更前	変更後

(2) 変更年月日

年 月 日

【申請者の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

【車両販売店の連絡先】

TEL :	電子メールアドレス :		
部署名・役職名		担当者名	